

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条に掲げる小型機船底びき網漁業(手線第三種漁業)(オホーツク総合振興局管内沖合海域)について、その許可または起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年12月22日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手線第三種漁業)(ほっきがい及びえぞばかがい)	網海共第1号共同漁業権漁場区域	1月1日から5月31日まで及び8月1日から12月31日までただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	15隻以内	総トン数15トン未満	1. オホーツク総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	令和5年12月20日から令和6年12月15日まで	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、オホーツク総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 次に掲げるかゝりが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにこの雄がに イ 甲長9センチメートル以上ののはなさがにこの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ すわいがに カ ベにすわいがに (3) 〔操業区域が網海共第3号共同漁業権漁場区域、網海共第4号共同漁業権漁場区域、網海共第5号共同漁業権漁場区域、網海共第8号共同漁業権漁場区域、網海共第16号共同漁業権漁場区域、網海共第17号共同漁業権漁場区域、網海共第18号共同漁業権漁場区域、網海共第19号共同漁業権漁場区域、網海共第20号共同漁業権漁場区域及び網海共第22号共同漁業権漁場区域の場合〕 5月1日から6月15日(ほっきがい又はえぞばかがい又はさらがいを対象とする漁業は5月31日)までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 〔操業区域が網海共第1号共同漁業権漁場区域、網海共第2号共同漁業権漁場区域、網海共第6号共同漁業権漁場区域、網海共第7号共同漁業権漁場区域、網海共第21号共同漁業権漁場区域及び網海共第39号共同漁業権漁場区域の場合〕 なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4) 〇〇(対象魚種)以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (5) 日没から日の出までの間(夜間)は、操業してはならない。 (6) 知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	網海共第2号共同漁業権漁場区域	同上	10隻以内	総トン数5トン未満	同上		
同上	網海共第3号共同漁業権漁場区域	同上	8隻以内	総トン数5トン未満	同上		
	網海共第4号共同漁業権漁場区域						
同上	網海共第5号共同漁業権漁場区域	同上	20隻以内	総トン数10トン未満	同上		
同上	網海共第6号共同漁業権漁場区域	同上	15隻以内	総トン数15トン未満	同上		
小型機船底びき網漁業(手線第三種漁業)(ほっきがい、えぞばかがい及びさらがい)	網海共第7号共同漁業権漁場区域	1月1日から5月31日まで及び8月1日から12月31日までただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	9隻以内	総トン数5トン未満	1. オホーツク総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者		
同上	網海共第8号共同漁業権漁場区域	同上	20隻以内	総トン数5トン未満	同上		
小型機船底びき網漁業(手線第三種漁業)(ほたてがい及びえぞぎんらちやくがい)	網海共第16号共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日までただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	15隻以内	総トン数15トン未満	1. オホーツク総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者		
同上	網海共第17号共同漁業権漁場区域	同上	20隻以内	総トン数15トン未満	同上		
同上	網海共第18号共同漁業権漁場区域	同上	30隻以内	総トン数15トン未満	同上		
同上	網海共第19号共同漁業権漁場区域	同上	50隻以内	総トン数15トン未満	同上		
同上	網海共第20号共同漁業権漁場区域	同上	20隻以内	総トン数15トン未満	同上		
同上	網海共第21号共同漁業権漁場区域	同上	15隻以内	総トン数15トン未満	同上		

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手線三種漁業)(ほたてがい及びえぞきんちやくがい)	網海共第22号共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日までただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	20隻以内	総トン数15トン未満	1. オホーツク総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	令和5年12月20日から令和6年12月15日まで	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、オホーツク総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 次に掲げるかたが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの紐がに イ 甲幅8センチメートル以上のなさきがにの紐がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ すわいがに カ べにすわいがに (3) 【操業区域が網海共第3号共同漁業権漁場区域、網海共第4号共同漁業権漁場区域、網海共第5号共同漁業権漁場区域、網海共第8号共同漁業権漁場区域、網海共第16号共同漁業権漁場区域、網海共第17号共同漁業権漁場区域、網海共第18号共同漁業権漁場区域、網海共第19号共同漁業権漁場区域、網海共第20号共同漁業権漁場区域及び網海共第22号共同漁業権漁場区域の場合】5月1日から6月15日(ほっき、えそほかがい又はさらがいを対象とする漁業は5月31日)までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 【操業区域が網海共第1号共同漁業権漁場区域、網海共第2号共同漁業権漁場区域、網海共第6号共同漁業権漁場区域、網海共第7号共同漁業権漁場区域、網海共第21号共同漁業権漁場区域及び網海共第39号共同漁業権漁場区域の場合】なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4) 〇〇(対象魚種)以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (5) 日没から日の出までの間(夜間)は、操業してはならない。 (6) 知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
小型機船底びき網漁業(手線三種漁業)(ほたてがい)	網海共第16号共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日までただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	15隻以内	総トン数20トン未満	1. オホーツク総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者		
同上	網海共第18号共同漁業権漁場区域	同上	30隻以内	総トン数20トン未満	同上		
同上	網海共第20号共同漁業権漁場区域	同上	20隻以内	総トン数20トン未満	同上		
同上	網海共第39号共同漁業権漁場区域	同上	11隻以内	総トン数20トン未満	同上		